

# 介護予防支援等の実施方法等について

## 1. 「介護予防サービス・支援計画」の作成

① 指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」）は「介護予防サービス・支援計画」の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ア. お客さまの居宅への訪問、お客さま及びそのご家族に面接によりお客さまの置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ. 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者」）に関する情報をお客さま又はそのご家族に提供します。
- ウ. 事業者は、お客さまに対して「介護予防サービス・支援計画」原案の内容が特定の種類、サービス事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- エ. お客さまは、事業者に対して複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。また、サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。
- オ. 事業者は、「介護予防サービス・支援計画」原案が、お客さまの実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
- カ. 事業者の職員が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、お客さま又はお客さまの家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
- キ. 介護予防の効果을最大限に発揮できるよう、お客さまの意欲を高め、お客さまによる主体的な取り組みを支援します。
- ク. お客さまの自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

② 事業者は、お客さまが訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、お客さまの同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

③ 事業者は、「介護予防サービス・支援計画」原案について、介護保険給付の有無、利用料などのお客さまのサービス選択に資する内容をお客さま又はその家族に対して説明します。

- ア. 事業者は、お客さまの「介護予防サービス・支援計画」原案への同意を確認した後、原案に基づく「介護予防サービス・支援計画」を作成し、改めてお客さまの同意を確認します。
- イ. お客さまは、事業者が作成した「介護予防サービス・支援計画」原案に同意しない場合には、事業者に対して「介護予防サービス・支援計画」原案の再作成を依頼することができます。

## 2.サービス実施状況の把握、評価

- ① 事業者は、「介護予防サービス・支援計画」作成後も、お客さま又はそのご家族、さらにサービス事業者と継続的に連絡をとり、「介護予防サービス・支援計画」の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるようサービス事業者との調整を行います。
- ② 事業者は、「介護予防サービス・支援計画」が効果的なものとして提供されるようお客さまの状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、お客さまが要介護状態となった場合には、お客さまへ「居宅サービス計画」を作成する指定居宅介護支援事業所に関する情報を提供すると共に、お客さまが選定した（事業者が調整した）指定居宅介護支援事業所に対して、お客さまの同意を得た上で、お客さまに関する情報を提供します。

## 3.「介護予防サービス・支援計画」の変更

事業者が「介護予防サービス・支援計画」の変更の必要性を認めた場合、又は事業者が「介護予防サービス・支援計画」の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客さま双方の合意をもって「介護予防サービス・支援計画」の変更を、この介護予防支援等の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

## 4.給付管理

事業者は、「介護予防サービス・支援計画」作成後、その実績内容に基づき毎月給付管理票を作成し、地域包括支援センターを通して大阪府国民健康保険団体連合会に提出します。

## 5.要介護認定等の協力

- ① 事業者は、お客さまの要介護または要支援認定の更新申請等および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、お客さまが希望する場合は、要介護または要支援認定の申請等をお客さまに代わって行います。